の３月中の製造たばこの本数」を削り、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｃ中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）による改正前の」を削り、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｅ中「３月中」を「３月１日から前年度の２月末日までの間」に、「地方税法第467条第２項」を「同法第467条第２項」に、「（Ａ×Ｂ）」を「当該売渡し等に係る製造たばこの本数」に改め、「。以下この条において同じ。」を削り、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｆ中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律による改正前の」を削り、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｇ、ｈ、ｉ及びｊを削り、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｋ中「百分の百十三」を「100分の114」に改め、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｋを同条算式の符号ｇとする。

第三十七条の二第１号中「１・〇七三」を「１・〇四〇」に改める。

第三十七条の三中「１・〇四八」を「〇・五五一」に改める。

第三十七条の四中「〇・一一三」を「〇・四六〇」に改める。

第三十七条の四の二算式の符号Ａ算式Ⅰ及び算式Ⅰの符号を次のように改める。

算式Ⅰ

$$\alpha \times 0.5 \times \left(\frac{a}{b}+\frac{c}{d}\right) \times 0.75$$

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　当該市町村人口

b　当該市町村の属する道府県人口

c　当該市町村従業者数

d　当該市町村の属する道府県従業者数

第三十七条の四の二算式の符号Ｂ中「引き上げ分」を「引上げ分」に改め、同条算式の符号Ｂ算式Ⅱの符号β中「額の」を「当該年度の」に改め、同条算式の符号Ｂ算式Ⅱの符号ｂ中「当該道府県人口」を「当該市町村の属する道府県人口」に改める。

第三十七条の五中「〇・九八〇」を「〇・九七一」に改める。

第三十七条の六第１号算式の符号Ｂ算式及び第２号算式の符号Ｂ算式中「0.4379」を「1.8757」に改める。

第三十九条第１号及び第２号中「〇・九七九」を「１・〇二九」に改める。

第四十条第１号中「１・〇〇四」を「１・〇〇六」に改める。

第四十条の二中「〇・九六四」を「１・〇四三」に改める。

第四十条の三中「１・〇〇六」を「１・〇一七」に改める。

第四十条の四中「〇・九七一」を「１・〇五九」に改める。

第四十二条第１号Ｉ算式の符号Ａ及びＢを次のように改める。

Ａ　低工法第５条、農村工業等法第10条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

Ｂ　低工法第５条、農村工業等法第10条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

第四十二条第１号Ｉ算式の符号Ｃを次のように改める。

Ｇ　半島振興法第17条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額で個人の行う事業に係るもののうちその適用の初年度に係るもの

第四十四条中「五月１日」を「六月１日」に改める。

第四十七条第１項及び第２項を削り、同条第３項中「適用合併」を「合併特例法第２条第１項の市町村の合併」に改め、同項を同条第１項とし、同条第四項算式中「1,890円」を「1,830円」に改め、同項算式の符号中「C_{11}=0.085」を「C_{11}=0.034」に、「C_{12}=0.086」を「C_{12}=0.084」に、「C_{13}=0.086」を「C_{13}=0.086」に、「C_{14}=0.086」を「C_{14}=0.085」に、「C_{15}=0.090」を「C_{15}=0.088」に、「C_{16}=0.091」を「C_{16}=0.089」に、「C_{17}=0.095」を「C_{17}=0.093」に、「C_{18}=0.095」を「C_{18}=0.093」に、「C_{19}=0.096」を「C_{19}=0.095」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第１項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項算式の符号Ａ及びα中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

第四十九条第二項第十四号を次のように改める。

十四　幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

市町村立の幼稚園の在籍人員数のうち三歳児の数及び四歳以上児の数並びに市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数のうち三歳児の数及び四歳以上児の数をそれぞれ算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの学校基本調査規則によって調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立幼稚園に在学する幼児数によって按分した数値を合算した数値から、市町村立の幼稚園に在籍する特別利用教育に係る子どもの数のうち三歳児の数及び四歳以上児の数をそれぞれ合併関係市町村ごとの人口によって按分した数値を合算した数値を控除するものとする。

第四十九条第二項第二十九号中「平成十四年度」を「平成十六年度」に、「第五条第１項の表中四十八」を「第五条第１項の表第四十七号」に改め、「平成十五年度、平成十六年度及び」を削り、同項第三十号中「第五条第１項の表中四十九」を「第五条第１項の表第四十八号」に改め、同項第三十一号中「第五条第１項の表中五十」を「第五条第１項の表第四十九号」に改め、同条第三項第三号中「私立の幼稚園」の下に「（新制度移行私立幼稚園を除く。）」を加え、「除く。）を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によって按分して算定するものとし」を「除く。）を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によって按分し、市町村立の認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（追加分）と市町村立の幼稚園に在籍する特別利用教育に係る子どもの数の合計数にあっては、市町村立の認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（追加分）のうち、三歳児の数及び四歳以上児の数並びに市町村立の幼稚園に在籍する特別利用教育に係る子どもの数のうち、三歳児の数及び四歳以上児の数をそれぞれ合併関係市町村ごとの人口によって按分した数値を合算した数値を用い、第九条第１項の表市町村の項第六号１算式イの符号Ｃにあっては、当該新市町村に係る数値を用いて算定するものとし、密度補正Ⅲに用いる密度は、私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園